

第 10 章 高圧ガス製造事業届及び同施設等変更届（第二種製造者） （※は変更届を提出する場合）

10.1 必要書類

(1) 内 訳

- ① 高圧ガス製造事業届（様式第 2 号）
※高圧ガス製造施設等変更届出書（様式第 7 号）
- ② 高圧ガス製造施設等明細書
※高圧ガス製造施設等変更明細書
- ③ 添付書類等

(2) 提出部数等

- ① 提出書類は 2 部（正・副）提出する。
- ② 提出期限
事業開始の 20 日前までに提出する。
※変更の場合はあらかじめ（工事着工前）提出する。

10.2 製造施設等明細書の作り方

製造施設等明細書の記載事項は次のとおり。

(1) 製造するガスの種類

「第 2 章 2.2 (1)」の項を参照する。

(2) 製造の目的

「第 2 章 2.2 (2)」の項を参照する。

※変更のない場合は「変更なし」と記載する。

(3) 製造の方法

「第 2 章 2.2 (3)」の項を参照する。

※変更のない場合は「変更なし」と記載する。

(4) 処理設備の処理能力（小数点第二位を四捨五入）

「第 1 章 1.3」の項を参照する。

※変更のない場合は「変更なし」と記載し、既設の処理能力を記載する。

（注）処理能力の合算の取扱いは「第 1 章 1.2」の項を参照する。

(5) 最大貯蔵能力（小数点以下切捨て）

「第 2 章 2.2 (5)」の項を参照する。

※変更のない場合は、「変更なし」と記載する。

(6) 都市計画法に基づく用途地域の種類

「第 2 章 2.2 (6)」を参照する。

- (7) 一般則第 11 条又は第 12 条及び液石則第 12 条又は第 13 条に定める技術上の基準に対応する事項

「参考資料〈2〉又は〈3〉」のチェック表により技術上の基準に対する対応状況をチェックするとともに、それに対する具体的な措置、又は対応状況を確認できる書面等の添付について記載する。

10.3 添付書類

- (1) 機器一覧表
「第 2 章 2.3 (1)」の項を参照する。
- (2) 耐震設計に係る設計条件
「第 2 章 2.3 (2)」の項を参照する。
- (3) 警戒標の種類及びその掲示位置
「第 2 章 2.3 (3)」の項を参照する。
- (4) 保安物件に対する設備距離
「第 2 章 2.3 (4)」の項を参照する。
注：法定距離については添付する製造施設の配置図等に明示する。
- (5) 事業所付近の状況図
「第 2 章 2.3 (5)」の項を参照する。
- (6) 製造施設の配置図（設備距離を示す図面）
「第 2 章 2.3 (6)」の項を参照する。
- (7) 高圧ガス製造設備の配管系統図
「第 2 章 2.3 (7)」の項を参照する。
- (8) 高圧ガス製造設備の配置、配管図（寸法、材質が記載された図面）
「第 2 章 2.3 (8)」の項を参照する。
- (9) 高圧ガス設備及び安全弁等の構造図（機器一覧表(1)(2)(3)(5)(6)(7)に係るもの）
「第 2 章 2.3 (9)」の項を参照する。
- (10) ガス設備の構造図（機器一覧表(1)(2)(3)に係るもの）
- (11) 高圧ガス設備の強度計算書（特定設備、大臣認定品、KHK受検品を除く。）
「第 2 章 2.3 (11)」の項を参照する。
- (12) 安全装置の吹出し量計算書
「第 2 章 2.3 (12)」の項を参照する。

(13) 耐震設計計算書（耐震設計対象設備のみ）

「第 2 章 2.3 (13)」の項を参照する。

(14) その他

「第 2 章 2.3 (14)」の項を参照する。

- ※ (1)～(3)、(7)～(14)の書類は、変更の内容に該当しない場合は添付の必要はない。
(4)にあつては処理設備及び貯蔵設備に変更がなく、かつ設備距離及び置場距離を自己敷地内で確保している場合は添付の必要はない。